

健康管理システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム(第8回)
ベンダ分科会(第5回)合同開催

令和6年6月6日 【資料3】

WT・ベンダ分科会の検討概要

事務局提出資料

1. WT・ベンダ分科会の検討範囲

○ 第6回合同WTで検討する範囲は以下です。

No	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連個所
1	【全体】後期高齢支援システム標準仕様書の方針を踏まえた見直し	制度改正以外	正誤表	R6年8月	2頁
2	【全体】障害者福祉システム標準仕様書の改版を踏まえた見直し				3頁
3	【全体】標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた見直し				4頁
4	【全体】事務局にて認知した修正点				5頁
5	【予防接種】予防接種事務デジタル化対応	制度改正	3. 0版	R6年8月	6-10頁 資料5
6	【予防接種】五種混合ワクチン、新型コロナワクチンの定期接種化対応				11頁
7	【母子保健】母子保健情報連携対応(R5実証事業の範囲)				12-14頁 資料6
8	【母子保健】出産・子育て応援交付金対応	制度改正	3. 1版	R7年1月	15-16頁
9	【予防接種】予防接種事務デジタル化対応(継続検討があれば)				10月WTで 提示
10	【母子保健】母子保健情報連携対応(R5実証事業以外の範囲)				
11	【母子保健】出産・子育て応援交付金対応(R6年8月改定以外の範囲)				
12	児童福祉法等の一部改正(児童福祉関係事業の追加) こども家庭センターの設置等に伴い、システムで必要とされる機能等について検討。	制度改正		未定	

1. 【全体】後期高齢者医療システム標準仕様書の方針を踏まえた見直し

- 後期高齢者医療システムにおいては、被保険者情報は広域連合のシステム情報を連携することを原則とし、
府内システムとのデータ連携は実装オプションと整理されている。
健康管理システムとしては、標準仕様書1.1版ベースで検討が進められているところ、連携要件をIFから変更
するのは影響が大きいと想定されるため、広域連合との連携を実装オプションとして追加を行った。また、後期
高齢との整合性を考慮し、広域連合連携を実装する場合は、府内連携（連携要件による連携）はオプション要件
とできるよう、修正を行った。

・後期高齢1.2版の機能要件

大項目	中項目	小項目	機能名 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	指定書 市と名 前題	実装 区分	要件の考え方・理由	備考
共通	1.2.他システム連携		健康管理システム連携 修正	0250499	健康管理システムに、後期高齢者医療保険情報（異動情報を含む）を、提供できること。 ※1 作成は一括でできること。		標準オプション機能	健康管理システムの標準仕様書において後期高齢者医療保険情報を取り扱うことを実装必須として規定されているため、要件として規定。 連携の項目については別途定められる連携要件に従う。	【第1.2版】機能ID 0250014から変更 当初より一括データを作成する要件としているが、他の機能要件の記載とあわせて一括でできることという表現を追加した。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由
						健康管理システム	母子保健 (義務医療以外)	母子保健 (義務医療のみ)	
1. 健康管理共通	1.1. 他システム連携	1. 1. 10.	修正	0190009	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、健康管理システムで利用できること ※2 异動内容をEUC機能等により確認できること	◎	×	×	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・機能IDXXXXXXXを実装する場合は、当要件は標準オプション機能とする。
1. 健康管理共通	1.1. 他システム連携	1. 1. 11.	修正	0190010	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする	◎	×	×	・機能IDXXXXXXXを実装する場合は、当要件は標準オプション機能とする。
1. 健康管理共通	1.1. 他システム連携	1. 1. 11.		0190444	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 連携頻度はリアルとする	○	×	×	
1. 健康管理共通	1.1. 他システム連携	-	新規追加	(新規)	後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、被保険者情報（後期高齢者医療）を健康管理システムで利用できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、健康管理システムで利用できること	○	×	×	・当要件は後期高齢支援システムとファイル受け渡しの調整が行われている前提で利用できる機能要件である。 また、府内データ連携機能ではなく、後期高齢者医療広域連合より提供されるファイルを取り込む機能を想定している。 ・連携項目は「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書」の被保険者情報ファイルに準拠することとする。
1. 健康管理共通	1.1. 他システム連携	-	新規追加	(新規)	後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、被保険者情報（後期高齢者医療）を健康管理システムで利用できること。 ※1 連携頻度は日次・月次とする	○	×	×	・後期高齢支援システム標準仕様書において、被保険者情報は広域連合を正本とし、他システム連携はオプション機能と整理されていることから、追加を行っている。
1. 健康管理共通	1.1. 他システム連携	-	新規追加	(新規)	後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、被保険者情報（後期高齢者医療）を健康管理システムで利用できること。 ※1 連携頻度はリアルとする	○	×	×	

2. 【全体】障害者福祉システム標準仕様書の改版を踏まえた見直し

- 令和6年3月に改版された障害者福祉システム標準仕様書にて、健康管理システムとして障害者福祉の機能を導入している場合、情報を照会できる要件が追加されたため、対となる情報提供要件を追加した。
※本編にて、障害者福祉システムより切り出す機能要件として指定している機能ID0220030等も存在するが機能要件および連携要件上、明確に1:1となるような形としている。

・障害者福祉3.0版の機能要件

1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	新規追加	0221255	健康管理システムに、精神障害者保健福祉手帳情報を照会する。	○				
		新規追加	0221256	健康管理システムに、自立支援医療（精神通院医療）情報を照会する。					
		新規追加	0221257	健康管理システム等に、自立支援医療（育成医療）情報を照会する。					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	要件の考え方・理由
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	新規追加	(新規)	障害者福祉システムに精神障害者保健福祉手帳情報を提供する。	○	×	×	精神障害者保健福祉手帳を健康管理システムとして利用する場合の要件である。
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	新規追加	(新規)	障害者福祉システムに自立支援医療（精神通院医療）情報を提供する。	○	×	×	自立支援医療（精神通院医療）を健康管理システムとして利用する場合の要件である。
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	新規追加	(新規)	障害者福祉システムに自立支援医療（育成医療）情報を提供する。	○	×	×	自立支援医療（育成医療）を健康管理システムとして利用する場合の要件である。

- 令和6年3月に改版された障害者福祉システムの仕様書にて、自立支援医療（育成医療）の他業務システムへの情報提供機能が追加されているため、障害者福祉システム共通から切り出す機能要件に追加を行った。

・障害者福祉3.0版の機能要件

1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	新規追加	0221258	個人住民税システム等の他システムに自立支援医療（育成医療）情報を提供する。	○
-----------	-------------	------	---------	---------------------------------------	---

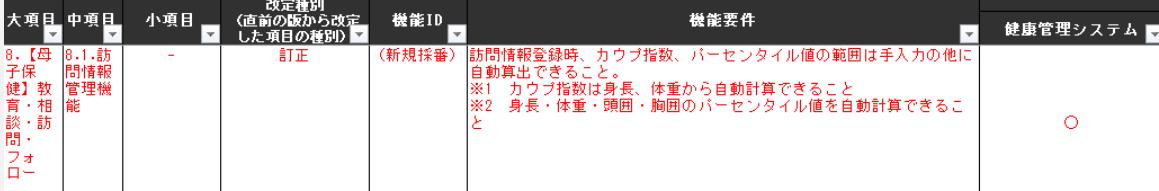
表 1-4 障害者福祉システム共通から切り出す機能要件

機能ID	特記事項
0220013	←
0220059	←
0220061	←
0220087	←
0220132	「精神障害者保健福祉手帳番号」のみ該当
0220208	←
0220030	←
0220041	←
0220045	「精神障害者保健福祉手帳情報の対象者情報」「精神障害者保健福祉手帳情報」のみ該当
0220046	←
0220047	←
0220107	←
0221258	←

3. 【全体】標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた見直し

- 標準化PMOツールでいただいたご意見のうち健康管理システム標準仕様書へ修正が必要と判断した内容に対して仕様書を修正した。

■修正例

No	修正概要	修正箇所
1	母子保健の訪問について、カウプ指數およびパーセンタイルの管理項目が存在するが、自動計算要件が存在しなかつたため、訂正を行った。	
2	歯周疾患一次検診において、歯周病検診マニュアルでは、要指導と要精密では判定理由が記載されているため、管理項目として追加を行った。	

4. 【全体】事務局にて認知した修正点

- 予防接種法施行規則の様式第三について、当初は新型コロナのみに対応したレイアウトであったため標準仕様外と整理していたが、現時点では汎用的なレイアウトとなっているため、追加を行った。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件
11.【予防接種】接種情報管理	11.5.帳票出力機能	-	訂正	(新規採番)	接種履歴を証明する帳票（接種済証）を出力できること。 ■帳票詳細要件03■ 予防接種済証（臨時・英語版）

他の予防接種の帳票とあわせて、既存要件（日本語版）とは別の機能IDとしている。

- 乳幼児健診では、管理項目「胸団」が2.0版で削除されたが、関連する記載が残っていたため削除を行った。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件
7.【母子保健】乳幼児健診情報管理機能	7.8.乳幼児健診情報管理機能	7.8.2.	訂正	0190321	乳幼児健診情報登録時、自動算出可能な内容は手入力の他に自動算出もできること。 ※1 カウゴ指數は身長・体重から自動計算できること ※2 身長・体重・頭団・胸団のパーセンタイル値の範囲を自動計算できること ※3 肥満度は身長・体重から自動計算できること ※4 月齢は受診日から自動計算できること

5歳児健診結果 管理項目
パーセンタイル値（身長）
パーセンタイル値（体重）
パーセンタイル値（胸団）
診察所見 - 判定

- 歯周疾患一次検診の歯式について、歯周病マニュアルの健診票と項目名が異なっていたため修正した。また、歯周病マニュアルのエビデンス表記にゆらぎがあったため、統一を行った。

歯周疾患一次検診 管理項目	エビデンス
歯式右上 1 1	歯周病検診マニュアル2023：歯科健康診査票（歯の状況）「上顎（右）1 1」
歯式左上 1 1 2 1	歯周病検診マニュアル2023：歯科健康診査票（歯の状況）「上顎（左）2 1」
歯式左上 1 2 2 2	歯周病検診マニュアル2023：歯科健康診査票（歯の状況）「上顎（左）2 2」
歯式左上 1 3 2 3	歯周病検診マニュアル2023：歯科健康診査票（歯の状況）「上顎（左）2 3」
歯式左上 1 4 2 4	歯周病検診マニュアル2023：歯科健康診査票（歯の状況）「上顎（左）2 4」

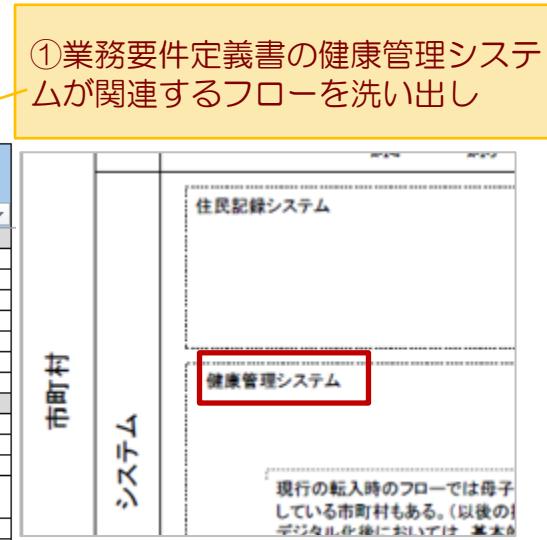
- その他、軽微な訂正を行った。
※詳細は正誤表をご参照ください。

5. 【予防接種】予防接種事務デジタル化対応①

- 予防接種事務デジタル化の全体像は、厚生労働省における「予防接種事務デジタル化等事業」で検討されている。
 - 健康管理システム標準仕様書【第3.0版】案への反映は、令和5年度に上記事業で制定された、業務要件定義書2.0版を参考としている。
 - 標準仕様書への反映方針は、以下のとおりである。

■業務フロー(別紙1)について

業務要件定義書			
分類	No	業務フロー名	健康管理システムが関係 (健康管理標準仕様書の業務フローに反映)
【業務フロー】 A.予防接種対象者の登録・通知	1	【現行】接種対象者情報の登録・出生・転入	
	2	【デジタル化後】接種対象者情報の登録・出生・転入 1/4	○
	3	【デジタル化後】接種対象者情報の登録・出生・転入 2/4	○
	4	【デジタル化後】接種対象者情報の登録・出生・転入 3/4	
	5	【デジタル化後】接種対象者情報の登録・出生・転入 4/4	
	6	【デジタル化後】接種対象者情報の更新	○
	7	【デジタル化後】接種対象者情報の失効・転出時	○
	8	【デジタル化後】接種対象者情報の失効・死亡時	○
	9	【現行】紙の予診票の送付	
	10	【デジタル化後】接種勧奨 1/4	
	11	【デジタル化後】接種勧奨 2/4	○
	12	【デジタル化後】接種勧奨 3/4	○
	13	【デジタル化後】接種勧奨 4/4	○
	14	【デジタル化後】例外フロー】支援措置対象者に対する接種勧奨	
	15	【デジタル化後】マイナ保険証初回利用登録	
	16	【デジタル化後】マスタ類の登録	
	17	【デジタル化後】マスタ類の連携	
	18	【デジタル化後】紙の予診票の配布	
	19	【デジタル化後】例外フロー】接種対象者情報の登録・更新	
	20	【デジタル化後】例外フロー】接種対象者情報の失効	
	21	【デジタル化後】例外フロー】接種勧奨 1/3	
	22	【デジタル化後】例外フロー】接種勧奨 2/3	
	23	【デジタル化後】例外フロー】接種勧奨 3/3	
【業務フロー】 B.予診票の記入・提出	24	【現行】予診回答の記入・提出紙	
	25	【デジタル化後】PMH仮名テーブル予防接種領域の更新	
	26	【デジタル化後】予防接種一覧の閲覧	
	27	【デジタル化後】予診回答の登録	
	28	【デジタル化後】接種履歴の閲覧	
【業務フロー】	29	【現行】紙の予診票、システム利用なし	
健康管理標準仕様書における業務フロー名			
10-01-1.接種対象者情報登録			
10-01-2.接種対象者情報更新			
10-02.接種勧奨(マイナボーダル利用)			
10-02.接種勧奨(マイナボーダル利用)			
10-03.接種勧奨(マイナボーダル利用なし)			
10-04.窓口発行(紙の予診票利用)			
10-【予防接種】対象者管理			
10-01.マスタ登録			
10-02.接種対象者情報登録			
10-03.接種対象者情報更新			
10-04.接種勧奨(マイナボーダル利用)			
10-05.接種勧奨(マイナボーダル利用なし)			
10-06.窓口発行(書面)			
10-07.予診票一括発行(冊子表)			
10-08.予診票一括発行(接種別表)			
10-09.窓口発行			
10-10.新型コロナウイルス接種券発行			
11-【予防接種】接種情報管理			
11-01.接種情報照会			
11-02.接種済証発行(書面)			
11-03.健康被害救済制度			
11-04.母子保健・検診情報の連携			
11-05.接種結果入力			
11-06.未接種者推進			
11-07.接種証明書発行			
11-08.新型コロナウイルス接種結果入力			
11-09.健康被害救済制度			



②該当する業務フローを中心に、健康管理標準仕様書の業務フローを作成した。

5. 【予防接種】予防接種事務デジタル化対応②

■機能・帳票要件(別紙2-1)について

業務要件定義書(業務フロー)

業務ID

A-1-1~A-1-14、A-2-1~A-2-16

業務フロー名

【デジタル化後】接種対象者情報の登録(出生・転入)1/4

フェーズ

市町村
システム

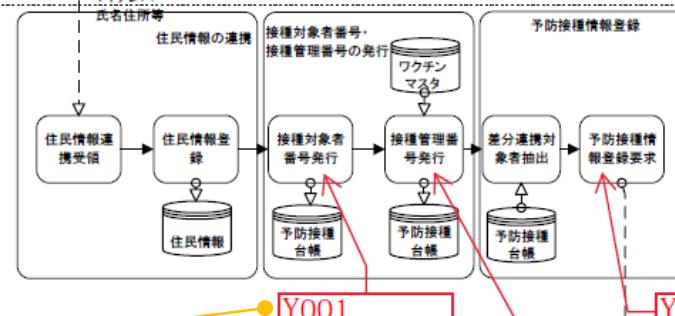
健康管理システム

現行の転入時のフローでは母子手帳を参照し過去の接種記録を確認している市町村もある。(以後の接種勧奨等で利用するため)
デジタル化後においては、基本的に予防接種記録・予診情報管理システムに管理されているため必要ない業務ではあるが、例外として、医療機関からの接種記録の登録と転入のタイミングが逆転する場合など、一時的にシステムに記録がない状態を想定し残している。



バックグラウンドで実施される想定
(基本日次バッチにて更新日差分連携)

接種対象者番号
接種管理番号
自己負担免除判断情報
定期接種資格情報
不開示情報



接種対象者番号
接種管理番号
自己負担免除判断情報
定期接種資格情報
不開示情報

Y001

Y014

中央
予

業務要件定義書のフロー上のタスクが、標準仕様書のどの機能か判別できるように、IDを記載している。
(全国意見照会前に、O19～の番号体系に採番する)

令和6年度検討において、当機能は不要となっているため、機能要件に定めていない。

フェーズ

標準仕様書(機能・帳票要件)

機能要件

Y001
(新規採番)

住民基本台帳の異動情報を元に、予防接種対象者番号の採番がされること。

※出生・転入時等を発行契機に新規採番であること

※番号体系は以下とする

地区町村コード(6桁) + 対象者番号(15桁)の合計21桁

自己負担免除判断情報・定期接種資格

接種対象者見込み情報・定期接種登録情報

予防接種情報登録

予防接種情報登録

業務要件定義書と標準仕様書で相違のある部分は、補足を追加している。

5. 【予防接種】予防接種事務デジタル化対応③

■管理項目(別紙2-2)について

業務要件定義書（管理対象情報）

■予防接種事務デジタル化_管理対象情報

水色セル：各グループにおける主キーのデータ項目

No.	分類 No.	概要 分類	区分 区分	管理対象情報	テーブル			項目定義 項目定義	項目説明 項目説明	システム 住民記録
					名称	主キー	外部キー			
153	予防接種記録	接種記録情報	既存	接種種類コード	予防接種記録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	予防接種の種類を表す任意のコード		
154	予防接種記録	接種記録情報	既存	回数	予防接種記録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	期と回数		
155	予防接種記録	接種記録情報	既存	履歴番号	予防接種記録	<input type="radio"/>		各種予防接種の接種実績を一意に特定するための項目		
156	予防接種記録	接種記録情報	新規	予防接種対象者番号	予防接種記録			予防接種法第五十四条に基づく、予防接種管理における個人を特定する番号 市町村等番号(8桁)+対象者番号(10桁)※対象者番号は宛名番号等を想定)		
157	予防接種記録	接種記録情報	新規	予防接種管理番号	予防接種記録			予防接種の種別・回数を管理する番号 ワクチン種別(3桁)+期又は価(2桁)・回数等(2桁)		
158	予防接種記録	接種記録情報	新規	生年月日	予防接種記録			被接種者の生年月日(週齢まで)		
159	予防接種記録	接種記録情報	既存	最新フラグ	予防接種記録			当該データが最新かどうかを現すフラグ(0:最新ではない、1:最新である) 新型コロナワクチン接種券の券番		
160	予防接種記録	接種記録情報	既存	接種券番号	予防接種記録			接種券番号		

業務要件定義書の管理対象情報一覧を参考に、健康管理標準仕様書の管理項目を修正を行った。

標準仕様書（管理項目）

各種予防接種の接種実績 管理項目

予防接種対象者番号
予防接種管理番号

履歴番号

最新フラグ

接種券番号

5. 【予防接種】予防接種事務デジタル化対応④

- 令和6年6月24日開始予定の全国意見照会までに、IF毎の連携項目案が分かる資料を別添予定である。
- 当該資料を標準仕様書に反映した後、全国意見照会を行う予定である

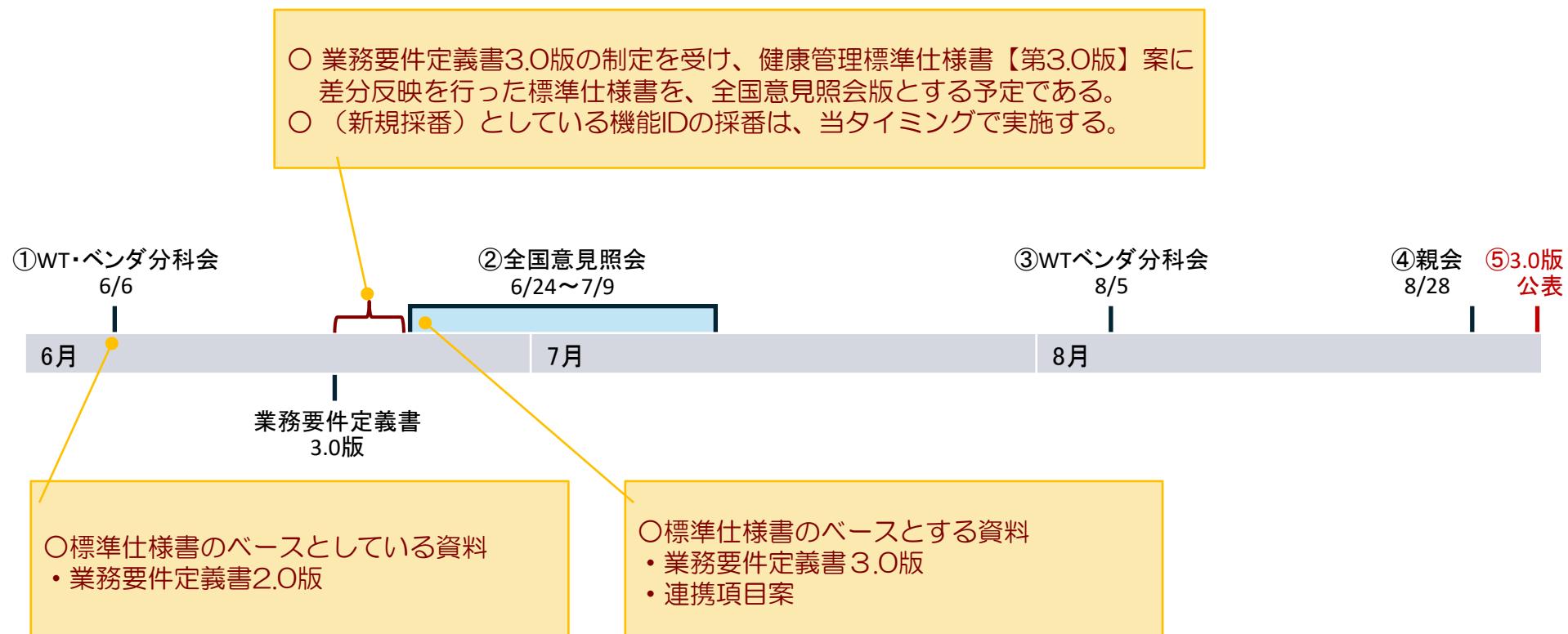
機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
Y101 (新規採番)	予診情報・予防接種記録管理システムから、勧奨対象候補者リスト受領し確認できること。 ※1 勧奨対象者の削除がされること ※2 「IF名」に準拠すること	◎	・マイナポータルで勧奨する対象者リストを市町村で確認し、必要に応じてリストの削除を行う機能である。 ・IF名は別途定められたものを記載する。

- ・6/6WT時点では、IF名は未記載
- ・6/24の全国意見照会に向けてIF名を記載し、連携項目は別添を参照するかたちとする予定。

- ・6/6WT時点では、補足を記載
- ・6/24の全国意見照会では補足を削除

5. 【予防接種】予防接種事務デジタル化対応⑤

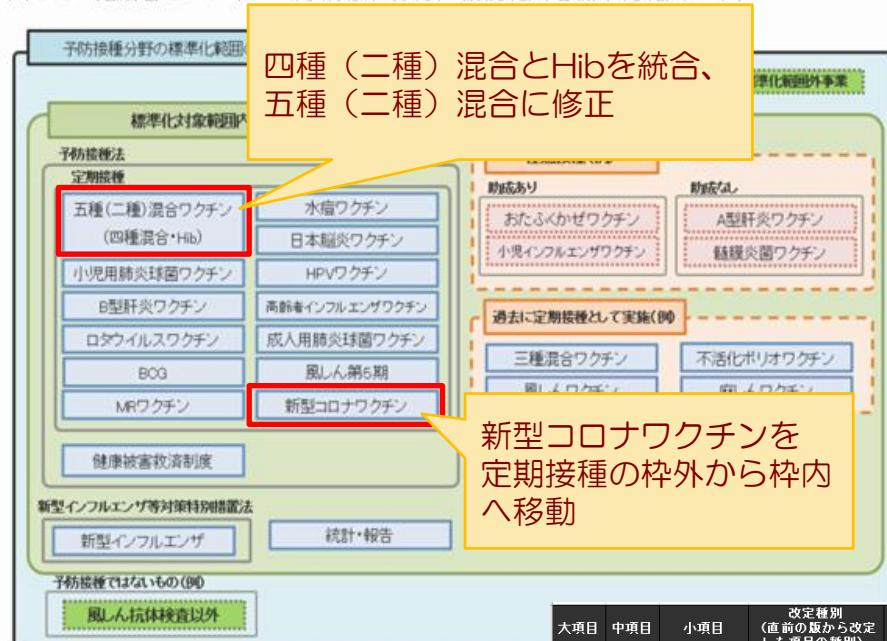
- 業務要件定義書2.0版から3.0版への更新に伴う対応については、以下の流れを予定している。



6.【予防接種】五種混合ワクチン、新型コロナワクチンの定期接種化対応

- 令和6年4月から、五種混合ワクチンおよび新型コロナワクチンが定期接種となつたため、本編の予防接種分野の標準化範囲事業を修正した。
- 臨時接種制度(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き、VRS 等)に基づく記載を全体的に削除した。

図 1-3 健康管理システム（予防接種分野）機能範囲と標準化範囲のイメージ



- ・VRS用のファイル作成要件を削除
- ・「新型コロナワクチンの接種券」に関する記載を削除

＜削除の一例＞

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
10.【予 防接 種】対 象者管 理	10.1.接 種対象 者抽出 機能	10.1.3. 削除	削除	0190365	新型コロナワクチンの対象者情報について、ワクチン接種記録システム（VRS）への情報提供用ファイルが作成できること。 ※1 10.1.3.はデジタル化発行の事務連絡内【別紙】データフォーマット「接種対象者登録」に規定	◎	VRSへの対象者情報連携に関する記載は、住民記録台帳もしくは予防接種台帳のいずれかから連携を行う方針となっているため、標準オプション機能としている。
10.【予 防接 種】対 象者管 理	10.2.個 別発行 機能	10.2.1.	修正	0190386	住民ごとに予診票発行情報の管理（登録・更新・削除・照会）ができる。 ※1 新型コロナワクチンの接種券-風しんの追加的対策のクーポン券も含まれる 【管理項目】 「別紙2-2）管理項目_10.【予防接種】対象者管理」【予診票発行情報】参照	◎	【対象者であることを確認できる地方自治体が発行する何等かの領票】を便宜的に「予診票」と表記している。接種券等、他に該当する領票がある場合はそちらが該当することとなる。適宜読み替えを行うこと。 【10.2.個別発行機能】についてすべて同様とする。 例：新型コロナワクチンの場合、対象者確認用領票は接種券であるため、予診票ではなく接種券に関する情報管理となる。

7. 【母子保健】母子保健情報連携対応(R5実証事業の範囲)①

- 令和5年度のPMH実証事業の結果を踏まえて、機能・帳票要件(別紙2-1)、管理項目(別紙2-2)の見直しを行った。

■機能・帳票要件(別紙2-1)【共通】※修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改正履歴 (直前の版から改 定した項目の 名)	機能ID	機能要件	実装区分		
						健康管理シス テム	母子保健 (義務医療)	母子保健 (義務医療)
1. 健康 管理共 通	1.1. 他 システム連携	-	新規追加		<p>JSONまたはCSVデータの自動API連携により、PMHに母子保健対象者情報を提供する。</p> <p>※1 JSONの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M01G-E02_妊婦健診対象者情報登録API(自治体)」 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M02G-E02_乳幼児健診対象者情報登録API(自治体)」</p> <p>※2 CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_妊婦健診対象者情報登録用ファイル」 「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_乳幼児健診対象者情報登録用ファイル」 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M01G-E01_妊婦健診対象者情報登録API(自治体/CSV)」 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M02G-E01_乳幼児健診対象者情報登録API(自治体/CSV)」</p> <p>※3 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること</p> <p>※4 差分連携とすること</p>	◎	◎	×
1. 健康 管理共 通	1.1. 他 システム連携	-	新規追加		<p>API連携により、PMHから母子保健対象者情報登録結果を照会する。</p> <p>※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M01G-E04_妊婦健診対象者情報登録結果取得API(自治体)」 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M02G-E04_乳幼児健診対象者情報登録結果取得API(自治体)」</p> <p>※2 処理番号を指定して取得できること</p>	○	○	×
1. 健康 管理共 通	1.1. 他 システム連携	-	削除	0190561	<p>API連携により、PMHに母子保健対象者情報を提供する。</p> <p>※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M01G-E02_妊婦健診対象者情報登録API(自治体)」 「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_M02G-E02_乳幼児健診対象者情報登録API(自治体)」</p> <p>※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること</p> <p>※3 差分とすること</p>			

・2.0版時点の機能要件を詳細化
した形で追記

・2.0版時点の機能要件を削除

7. 【母子保健】母子保健情報連携対応(R5実証事業の範囲)②

- 令和5年度のPMH実証事業の結果を踏まえて、機能・帳票要件(別紙2-1)、管理項目(別紙2-2)の見直しを行った。

■機能・帳票要件(別紙2-1)【母子保健】妊産婦管理 ※修正イメージ

大項目	中項目	小項目	既定要件 (直前の版から改定した項目のみ)	機能ID	機能要件	健康管理システム	実装区分 母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	要件の考え方・理由
6.【母子保健】妊産婦管理機能	6.1.妊産婦出情報管理機能	-	新規追加	(新規採番)	自治体別受診券IDを管理できること。 【管理項目】 「(別紙2-2) 管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」[妊婦健診受診券ID発行情報]参照	◎	◎	×	「自治体別受診券ID」はPMHとの連携(機能ID0190561)で利用する項目である。
6.【母子保健】妊産婦管理	6.1.妊産婦出情報管理機能	6.1.3.	新規追加	(新規採番)	母子手帳情報登録時、自治体別受診券IDが自動付番できること。 ※1 PMHとの連携仕様(機能ID0190561)に準じたID付番できること。 ※2 自動付番後に手修正できること	◎	◎	×	・PMHとのAPI連携仕様に沿い、 自治体別受診券IDの管理を追加

■機能・帳票要件(別紙2-1)【母子保健】乳幼児管理 ※修正イメージ

大項目	中項目	小項目	既定要件 (直前の版から改定した項目のみ)	機能ID	機能要件	健康管理システム	実装区分 母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	要件の考え方・理由
7.【母子保健】乳幼児健診対象者管理機能	7.8.乳幼児健診対象者管理機能	7.8.2.	新規追加		自治体別乳幼児健診IDを管理できること。 【管理項目】 「(別紙2-2) 管理項目_07.【母子保健】乳幼児管理」[自治体別乳幼児健診ID情報]参照	◎	◎	×	自治体別乳幼児健診IDはPMHとの連携(機能ID0190561)で利用する項目である。

・PMHとのAPI連携仕様に沿い、
自治体別乳幼児健診IDの管理を追加

7. 【母子保健】母子保健情報連携対応(R5実証事業の範囲)③

- 令和5年度のPMH実証事業の結果を踏まえて、機能・帳票要件(別紙2-1)、管理項目(別紙2-2)の見直しを行った。

■管理項目(別紙2-2)【母子保健】妊産婦管理 ※修正イメージ

妊娠健診受診券ID発行情報 管理項目	エビデンス	妊娠健診結果 管理項目	エビデンス
市区町村コード		市区町村コード	
宛名番号		宛名番号	
届出番号		履歴番号	
履歴番号		最新フラグ	
最新フラグ		届出番号	
自治体別受診券ID	PMHファイル設計書	受診日	データ標準レイアウト：様式B-086「妊娠健診情報 妊娠健診情報：受診日」 地域保健・健康増進事業報告：2(2)
受診券交付日	PMHファイル設計書	受診回数	データ標準レイアウト：様式B-086「妊娠健診情報 妊娠健診情報：受診回数」
登録日		受診区分	
登録支所		医療機関コード	
削除フラグ		医療機関名	
操作者ID		医療機関等へ委託	地域保健・健康増進事業報告：2(2)
操作年月日		妊娠週数	データ標準レイアウト
操作時刻		身長(初回)	データ標準レイアウト
		健診時体重	データ標準レイアウト
		妊娠前の体重	データ標準レイアウト
		子宮底長	PMHファイル設計書
		腹围	PMHファイル設計書

・PMHとのAPI連携仕様に沿い、
自治体別受診券ID、その他健診項目等の管理を追加

■管理項目(別紙2-2)【母子保健】乳幼児管理 ※修正イメージ

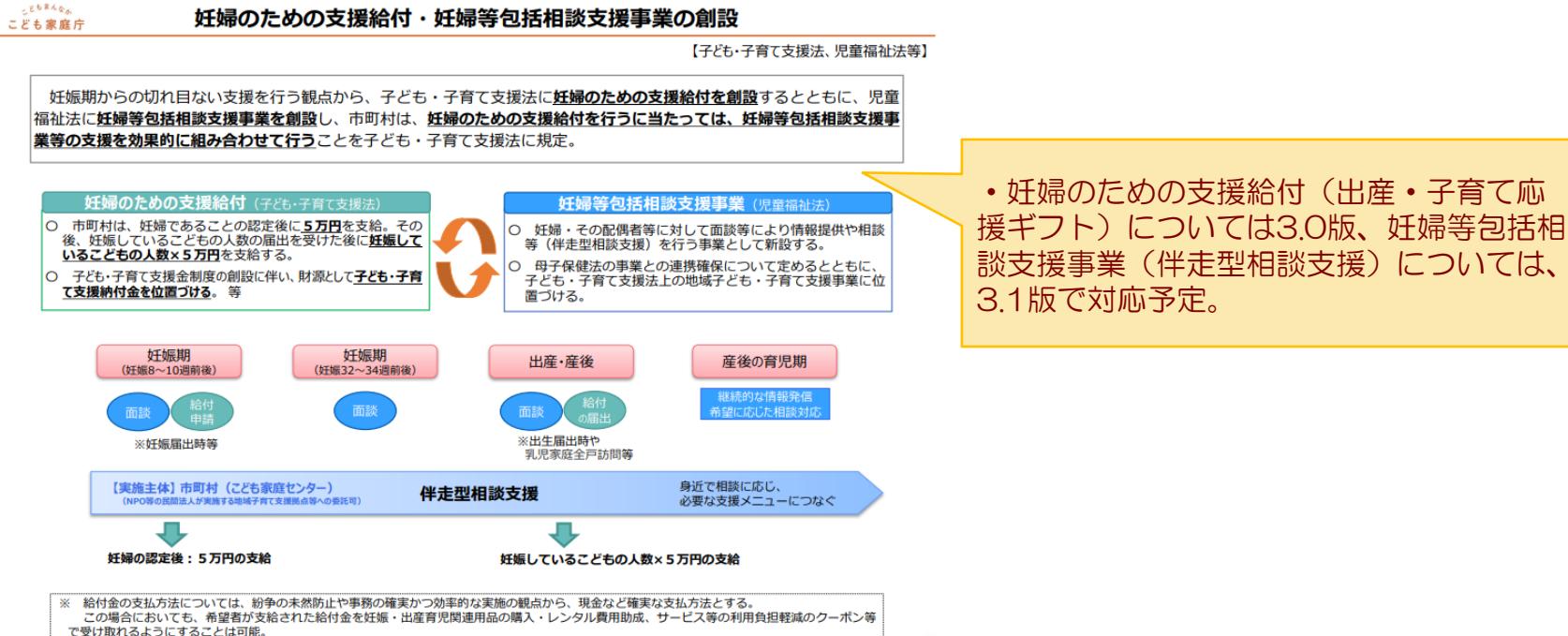
自治体別乳幼児健診ID情報 管理項目	エビデンス	3～4か月児健診結果 管理項目	エビデンス
市区町村コード		発達情報-笑う	データ標準レイアウト：様式B-086「3～4か月児健診情報：発達情報-笑う」
自治体別乳幼児健診ID	PMHファイル設計書	発達情報-追視	データ標準レイアウト：様式B-086「3～4か月児健診情報：発達情報-追視」
最新フラグ		発達情報-定頸	データ標準レイアウト：様式B-086「3～4か月児健診情報：発達情報-定頸」
自治体別乳幼児健診名	PMHファイル設計書	子育て支援の必要性の判定(健診票)(判定結果)	PMHファイル設計書
登録日		子育て支援の必要性の判定(健診票)(判定事由)	PMHファイル設計書
登録支所		健診担当者_1	PMHファイル設計書
削除フラグ		健診担当者_2	PMHファイル設計書
操作者ID		健診担当者_3	PMHファイル設計書
操作年月日		健診担当者_4	PMHファイル設計書
操作時刻		健診担当者_5	PMHファイル設計書
		健診担当者_6	PMHファイル設計書
		健診担当者_7	PMHファイル設計書
		健診担当者_8	PMHファイル設計書
		健診担当者_9	PMHファイル設計書
		請求額	PMHファイル設計書

・PMHとのAPI連携仕様に沿い、
自治体別乳幼児健診ID、その他健診項目等の管理を追加

8. 【母子保健】出産・子育て応援交付金対応①

○以下の内容でこども家庭庁成育局成育環境課にて検討中。

- 「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定)に基づき、出産・子育て応援交付金の制度化の検討が進められている。
(施行は令和7年4月1日を予定)
- 出産・子育て応援交付金については、「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針(令和5年3月29日こども政策DX推進 チーム)」において、デジタルを活用した自治体間連携を行う方向性が盛り込まれ、検討を進めてきたところ。
- 伴走型相談支援による面談等の相談記録や、出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る自治体間での情報連携については、本事業を法律に位置づけ、番号法等においてもマイナンバーを活用した情報連携を実施可能な事務として本事業に係る事務を位置づけた上で、マイナンバーを用いた既存の国統一基盤(情報提供ネットワークシステム)を活用した自治体間の情報連携システムの構築等を検討する予定。
※個人情報保護法との観点で、本人同意の取り方や同意の問題をクリアした上で、自治体間で共有すべき情報の内容(どこまでの情報を連携するか)等について、併せて検討・整理していく予定。
⇒情報連携が必要と考える項目を健康管理システムの標準化項目とし、NWSを活用して中間サーバーを経由し、自治体間の情報連携を行う。



※令和6年2月22日こども家庭庁 成育局 成育環境課 出産・子育て応援交付金の制度化についての自治体説明会より抜粋

8. 【母子保健】出産・子育て応援交付金対応②

- 妊婦のための支援給付支給情報の管理について、機能・帳票要件(別紙2-1)、管理項目(別紙2-2)への追加を行った。

■機能・帳票要件(別紙2-1)【母子保健】妊産婦管理 ※修正イメージ

大項目	中項目	小項目	既存機能 (直前の版から改定した項目の記載)	機能ID	機能要件	健康管理システム	実践区分 母子保健 (産育医療以外)	母子保健 (産育医療のみ)	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
6.【母子保健】妊産婦管理機能	6.31.妊婦のための支援給付支給状況管理機能	6.14.1.	新規追加	(新規採番)	妊婦のための支援給付支給状況の情報を管理(登録・更新・削除・照会)できること。 【管理項目】「(別紙2-2)管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」【妊婦のための支援給付支給状況】参照	◎	◎	×		出産子育て応援交付金事業の給付実績管理の要件を追加 適合基準日に関しては関係省庁と調整中となります	調整中のため未規定
6.【母子保健】妊産婦管理機能	6.31.妊婦のための支援給付支給状況管理機能	-	新規追加	(新規採番)	妊婦のための支援給付支給状況登録時、支給申請(認定)日時点で住民であるかチェック(エラー・アラート)ができること。	◎	◎	×		出産子育て応援交付金事業の給付実績管理の要件を追加 適合基準日に関しては関係省庁と調整中となります	調整中のため未規定
6.【母子保健】妊産婦管理機能	6.32.妊婦のための支援給付支給状況登録機能	-	新規追加	(新規採番)	妊婦のための支援給付支給状況登録に対して、指定した条件により一覧をEUC機能を利用して確認できること。 ※1 健康管理共通に記載のEUC機能の要件を満たすこと	◎				出産子育て応援交付金事業の給付実績管理の要件を追加 適合基準日に関しては関係省庁と調整中となります	調整中のため未規定

・妊婦のための支援給付支給状況について、機能要件を追加。

■管理項目(別紙2-2)【母子保健】妊産婦管理 ※修正イメージ

妊婦のための支援給付支給状況 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
届出番号	
連番	
妊婦等包括相談支援1回目面談実施日	
給付申請日(妊娠時)	
支給決定(認定)日①	
給付日①	
認定取り消し日	
妊婦等包括相談支援2回目面談(アンケート)実施日	
妊婦等包括相談支援3回目面談実施日	
支給決定日(再認定日含む)②	
子の人数の届出日	
支給対象(胎児)の人数	
給付日②	
特記事項	
登録日	
登録支所	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

・適合基準日については関係省庁と調整中のため未規定としている。

・妊婦のための支援給付支給状況について、管理項目を追加。